

(3) 介護関連施設の運営について

ア 感染症対策の適正な実施について

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等介護関連施設内におけるインフルエンザ、結核等感染症対策については、従来からご指導いただいているところであるが、「今冬のインフルエンザ総合対策について（平成12年度版）」をはじめ、既に通知しているレジオネラ症予防対策等各種の感染症対策等を踏まえ、引き続き施設内における感染症対策について特段の注意を払うよう管内介護関連施設に対する指導をお願いしたい。

イ 社会福祉施設等におけるP C B使用安定器の事故に関する対策について

業務用・施設用蛍光灯等のP C B使用安定器については昭和47年に製造が中止されているが、現在でも一部の施設において使用が続けられている実態がある。

こうした状況の中、先般、八王子市等の小学校で蛍光灯の耐用年数が過ぎたP C B使用安定器が破裂し、P C B絶縁油が小学生の身体に付着するという事件が発生した。

こうした事件は、国民の健康を保持する上で見過ごすことのできない事態であることから政府一体となって対策に取り組む旨閣議了解されたところである。

については、貴管内の社会福祉施設等においてもP C B使用安定器の安全対策について周知徹底を図るとともに、P C B使用安定器の使用・保管実態について調査依頼を行ったところであるので、ご協力をお願いしたい。

ウ 運営費の主な改善内容

平成13年度予算（案）においては、平成10年の労働基準法の改正を踏まえ、常勤職員について、年休代替要員費を2日分上乗せし、合計20日分とすることとしている。

また、社会福祉法第65条において、社会福祉施設の設備の規模及び構造等に加え、利用者等からの苦情への対応についても最低基準に定めることが新たに規定さ

れたことに伴い、苦情解決に要する経費を計上することとしている。

その他主な改善については、次のとおりである。

(平成13年度主な改善内容)

(ア) 養護委託費

1委託当たり単価（月額） 27,000円 → 28,000円

(イ) 除雪費

入所者1人当たり単価（年額） 5,860円 → 5,880円

(ウ) 降灰除去費

1施設当たり単価（年額） 141,540円 → 141,640円

※ 平成13年度単価（案）

(ア) 一般生活費基準額

区分	養護老人ホーム	ケアハウス
甲 地	53,370（前年度同額）	45,310（前年度同額）
乙 地	50,770（前年度同額）	42,970（前年度同額）

(注) 養護委託、軽費老人ホームA型については養護老人ホームに同じ。

(イ) 入院患者日用品費 1人当たり月額 23,410円（前年度同額）

(ウ) 病弱者加算 1人当たり月額 13,310円（前年度同額）

(エ) 葬祭費 1人当たり月額 180,000円（前年度同額）

(注) 生活費関係について遡及適用は好ましくないので、予算成立次第、上記

単価で執行が行われるようご配慮願いたい。

また、一般事務費基準額については、後日お示しすることとしている。

エ 老人福祉施設の適正な運営及び老人保護費の適正な執行

老人福祉施設の適正な運営については従来よりご指導いただいているところであるが、なお、施設の運営や建設をめぐる不祥事が見られる。

については、平成9年3月以降に出した適正化への指導通知等を踏まえ、管内老人福祉施設に対し、適正な運営について強力に指導をお願いしたい。

また、老人保護費の執行については、本年度の会計検査院の実地検査において、平成10年度の費用徴収に関する被措置者の対象収入の算定及び扶養義務者の認定の誤りなどにより、38市区町で総額約5,969万円の国庫補助金の過大な精算がなされていた、との指摘がなされたところである。

費用徴収事務の適正の確保については、昨年度も指摘されており、厳正な執行が求められるところであるので、管内の措置の実施機関等に対し、改めて適正な取扱いがなされるよう周知徹底を図るとともに、費用徴収額等の決定に当たって十分な審査を行い、適正を期すよう指導をお願いしたい。